

し尿くみ取り料金基準額等の改定について
(答申)

秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会

令和7年5月

目 次

はじめに	1
1 し尿くみ取り料金に係る制度等の経緯	2
2 し尿くみ取り業務の現状と将来予測	3
3 事業者の経営状況	3
4 定額制に基本料金（加算料金）を設定することについて	4
5 し尿くみ取り料金の値上げについて	4
6 附帯意見	5

はじめに

令和6年8月、し尿収集運搬事業者6者から秋田市に対し、公共下水道などの着実な普及や人口減などの影響から、くみ取り量は年々減少傾向であり、将来の事業運営に不安があるとして、「基本（加算）料金の設定」および「料金の値上げ」の要望書が提出されました。

これを受け、同年12月25日に秋田市長から本委員会に「し尿くみ取り料金基準額等の改定について」の諮問があったことから、し尿くみ取りに係る経緯や現状、事業者の経営状況など多方面から慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本委員会としては、「基本（加算）料金の設定」については、制度が複雑化し、市民にとってわかりづらいものとなることから、基準額そのものの改定を検討するべきと考えます。したがって現行制度を維持すべきと考えます。

また、「料金の値上げ」については、くみ取り量は今後も著しく減少していくことが予想され、将来にわたって安定的に事業を運営していくためには、ある程度の値上げはやむを得ないと考えます。

秋田市においては、本答申と附帯意見を踏まえ、し尿収集運搬業務が適切かつ確実に遂行できるようご配慮願います。

1 し尿くみ取り料金に係る制度等の経緯

し尿くみ取り料金は、平成17年度までは手数料として秋田市が条例で規定していましたが、市が直接行っていない業務であることから、条例で定めることは不適切であるため「し尿くみ取りに関する指導要綱」を制定し、その中で基準額を定めています。

秋田市のくみ取り料金は、昭和29年に「従量制料金」で開始しました。昭和52年までは、おおむね2年ごとに改定しており、その後、約5年間は改定を行わず、昭和57年に25%増の改定を行いました。

昭和59年に「し尿くみ取り手数料の水増し問題」が発生したことから、その解消に向け、昭和60年に、効率的かつ信頼性の高い「定額制料金」を導入しております。

その後、物価や経済情勢などに合わせ改定を行ってきたほか、平成17年1月の市町合併による旧河辺・雄和両町と旧秋田市の料金格差を解消するため、平成21年度までの4年間で段階的に秋田市に準じた統一料金としました。

平成29年1月に収集運搬許可業者から「定額制の廃止」、「料金の値上げ」について要望があり、秋田市が本委員会に諮問し、3回に及ぶ審議を行ったものです。その結果、「定額制の維持」、「料金値上げについては、15.8%程度の基本額の改定」が望ましいと答申をしたことにより、平成30年4月1日から、市民生活への影響を考慮した激変緩和措置による2段階での料金基準額改定を行いました。1回目は、定額制7.8%、従量制8.0%増で料金改定を行い、令和元年10月1日から、消費税率の引上げ（消費税8%→10%）に伴う料金改定を行い、令和3年4月1日からは、激変緩和措置期間終了に伴う2回目の料金改定を行ったことにより、定額制、従量制も同じく7.4%増の料金改定を行ったものとなります。

【現行のし尿くみ取り料金】

(令和3年4月1日実施)

料金種別	単 位	基準額	消費税額	し尿くみ取り料金
定額制	1人につき月額 (1歳未満を除く。)	553円	55円	608円
従量制	180リットルまで	2,170円	217円	2,387円
	180リットルを超える 18リットルごとに	217円	21円	238円

2 し尿くみ取り業務の現状と将来予測

公共下水道などの普及により、令和6年度末の水洗化人口は284,066人で、全市人口291,412人の約97.5%を占めるようになった一方で、し尿くみ取り人口は7,346人で、全市人口の約2.5%まで減少しました。

基準額の見直しを行った平成29年度のくみ取り量は16,295kℓでしたが、令和6年度は11,193kℓとなり、約31%減少しました。

今後のくみ取り量の予測は「秋田市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月見直し）」で示されており、これによると、令和5年度以降毎年減少し、令和7年度には9,148kℓになる見込みとなっています。

3 事業者の経営状況

要望のあったし尿収集運搬事業者6者の令和3年度から令和5年度までの決算書を基に経営状況を分析したところ、経営の収益性、生産性、安全性は良好な水準にあります。特に安全性に関しては、自己資本の割合が高いことから経営の安定性は非常に高く、短期的な資金繰りも健全であります。一方で、経営の効率性と成長性は低い水準にあり、特に成長性に関しては、前年に比べ、売上高や経営の効率性、安全性が下回っている業者が半数以上あります。

すなわち、これまでの事業の利益を蓄積してきたことにより経営の安定性は高く、概ね経営は健全な状況であるものの、直近の業績は伸び悩んでいる状況にあると判断されます。

4 定額制に基本料金（加算料金）を設定することについて

公共下水道などの普及率が9割を超えた現況で、今後、し尿くみ取り世帯の急激な減少はないものの、くみ取り箇所は広範囲に点在化していくことが予測されます。定期のくみ取りは作業効率の低下を招き、事業者の経営に少なからず影響を及ぼすと考えられます。

これにより、定額制の原則である、月1回の定期収集は、少なからず事業者の経営に影響を与えていることが考えられることから、令和6年4月1日から、一般家庭と許可業者の双方が合意すれば、任意の間隔で定期的に収集することもできるよう要綱改正しております。

一方、定額制の加算料金の設定は制度を複雑化させ、市民にとってわかりづらいものとなり、基準額そのものの改定を検討するべきと考えることから、現行制度を維持すべきと考えます。

5 し尿くみ取り料金の値上げについて

基準額の改定から5年以上経過し、その間にくみ取り量は31%減少、将来的にもその傾向は継続していくことが予測されます。くみ取り量の減少が事業者の経営に与える影響は大きく、収集運搬業務そのものの継続が危惧されることから、値上げすべきものと考えます。

秋田市が策定している「し尿くみ取りに関する料金算定要領」に基づき、現在の社会経済情勢やし尿収集量を踏まえて算定すると、1リットル当たり17.54円（45.6%）という単価になるが、急激な価格上昇は対象世帯に与える影響が大きいことから、その半額の上昇となる14.79円（22.8%）となる金額が、業者要望の加算額を想定した金額と同程度の水準になることから、1リットル当たり14.79円の基準額の改定をすべきものと考えます。

(単位：円)				
料金種別	単位	種 別	現 行	令和7年10月 適用
定額制	1人につき月額 (1歳未満を除く。)	基準額	553 (現行との差)	679 (126)
		料金 (税込)	608 (現行との差)	746 (138)
従量制	180リットルまで	基準額	2,170 (現行との差)	2,662 (492)
		料金 (税込)	2,387 (現行との差)	2,928 (541)
	180リットルを超える 18リットルごとに	基準額	217 (現行との差)	266 (49)
		料金 (税込)	238 (現行との差)	292 (54)

6 附帯意見

くみ取り量が減少していく中で安定的に事業を運営していくためには、各社の自助努力はもちろん、料金値上げにより利用者へ負担を求めることも必要と考えます。しかしながら、それらにも限界があることから、し尿くみ取り制度のあり方などについて、引き続き検討をしていく必要があると考えます。